

決議案 第 号

北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議

本日、北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会からの強い自制要請にもかかわらず、弾道ミサイルを発射した。ミサイルは、我が国の東北上空を通過し、太平洋上に落下したとのことであり、我が国の安全保障に重大な脅威を及ぼしている。

北朝鮮は、今年に入って幾度も弾道ミサイルを発射しており、これらの行為は、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないよう北朝鮮に義務づけた国連安保理決議に明らかに違反し、これまでにない深刻かつ重大な脅威で、地域の平和と安全を著しく損なうものである。

このような挑発的な行為を繰り返す北朝鮮の態度は、核・ミサイル問題の平和的解決に向けて努力する国際社会に対する重大な挑戦であるとともに、我が国の安全保障上、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、今回の北朝鮮によるミサイル発射も含め一連の挑発行為に対し、改めて断固抗議する。

また、政府においては、北朝鮮に対し国際社会との緊密な連携のもと、毅然とした態度で、実効ある措置を講じられることを強く求める。

以上、決議する。

令和4年 月 日

兵 庫 県 議 会